

11月は「児童虐待防止月間」です。みんなで防ごう児童虐待！



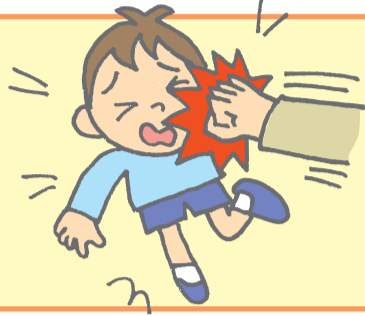
# どんなことが児童虐待か知っていますか？

問合せ 市役所こども支援課 (☎31-4204)

**児童虐待とは？** 子どもに対する虐待は、身体的な暴力ではありません。

## パターン1 身体的虐待

なぐる、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、野外にしめだす、熱湯をかける、縄などで拘束するなど



## パターン2 ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、家や自動車内に置き去りにする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど



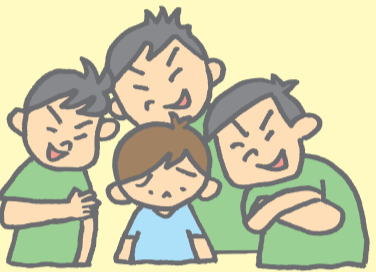
## パターン3 性的虐待

子どもへの性的行為、性行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィ被写体への強要など



## パターン4 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもの目の前で配偶者に暴力を振るったり大声で怒鳴る(DV)など



## 虐待を見たり聞いたり、もしかして?と思ったら

釧路児童相談所や市役所(こども支援課)などに寄せられる児童虐待に関する相談は年々増えています。どんなにひどい虐待を受けても、子どもたちが自らSOSを発することはとても難しいものです。また、虐待をしてしまう親も、不安や悩みを抱えていることがあります。皆さん、一人ひとりが地域の子どもや保護者の様子を気に配っていただく中で、「もしや?」という疑念は児童虐待の発見にとっても重要です。子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域の皆様のご協力をお願いします。

相談内容別対応件数 釧路児童相談所 (件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体的虐待	18	23	26
ネグレクト	25	47	74
性的虐待	2	0	0
心理的虐待	61	156	171
計	106	226	271

## 虐待かな?と少しでも思ったら、すぐにお電話をください。

### 児童虐待に関する 連絡先

市役所こども支援課	(☎31-4204)
釧路児童相談所	(☎92-3717)
阿寒町行政センター保健福祉課	(☎66-1234)
音別町行政センター保健福祉課	(☎01547-9-5151)
釧路こども家庭支援センター	(☎32-1150)



## 子ども虐待防止 講演会

「虐待から子どもを守る－親と子に必要な支援－」

日時 11月3日(木)午後1時30分～3時30分  
会場 まなぼとと幣舞2階 多目的ホール  
講師 田中 康雄氏 (こころとそだちのクリニックむすびめ 院長)  
※事前申し込み必要  
申込・問合せ 市役所こども支援課 (☎31-4204)

## オレンジリボン運動

～児童虐待を無くしたい、その気持ちを胸に～

児童虐待防止のシンボルであるオレンジ色のリボンを身につけ、子どもたちへの虐待を無くしたいという思いをみんなで共有し、伝えていく運動です。

大切な子どもたちを救う活動を広げていきましょう。

オレンジリボン運動公式サイト <http://www.orangeribbon.jp/>



## 「臨時福祉給付金」のお知らせ

お急ぎください! 臨時福祉給付金の受け付けは12月26日(月)までです!!

まだ申請されていない方は、期限内の申請をお願いします。

- 申請方法 原則、申請書は同封の返信用封筒にて提出してください。
- 申請期限 12月26日(月) (郵送の場合は当日消印有効)
- 持参の場合 市役所防災庁舎1階特設窓口、阿寒町・音別町行政センター 市民課 (午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日は除く)

問合せ

- 給付金の支給に関すること  
市役所臨時・特例給付金対策室 (☎31-4500)  
午前8時50分～午後5時20分 (土・日曜日、祝日は除く)
- 給付金の制度に関すること  
厚生労働省専用ダイヤル (☎0570-037-192)  
午前9時～午後6時 (土・日曜日、祝日は除く)